【協議事項】　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

令和５年度の名古屋市地域公共交通計画の策定にあたり、名古屋市地域公共交通協議会に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）による支援を受けております。

地域公共交通確保維持改善事業により支援を受けた事業については、地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、毎年度、協議会自らによる事業実施の確認、評価（以下「自己評価」）を行い、当該自己評価の結果を補助金の交付を受けようとする会計年度の１月末までに地方運輸局あてに報告するとともに、公表することとされています。

また、自己評価等を基に二次評価を行うこととされており、中部運輸局の担当部長や学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会において、「中部運輸局が作成した二次評価案」について審議することとされています。

上記の自己評価結果の報告・公表および二次評価の実施にあたり、国土交通省様式（資料１）および中部運輸局様式（資料２）の内容について、ご協議いただくものです。

協議結果を踏まえ、資料１および資料２を中部運輸局へ提出いたします。

なお、第三者評価委員会につきましては、令和６年２月１４日(水)～１６日(金)にて予定されています。